

## 第2回 長野県森林づくりの費用負担を考える懇話会

# 森林づくり関係資料

## 目 次

I	森林・林業の現状と課題（追加分）	1
1	整備が必要な森林の状況	2
	（1）これまでの森林整備事業の成果と課題	2
	（2）整備が必要な人工林	3
2	森林・林業を取り巻く近年の状況	6
	（1）木材需要の動向	6
	（2）担い手や機械化等基盤整備の状況	8
3	森林・林業施策の取組方向	10
II	新たな費用負担の検討	13
1	財源確保策	14
	（1）財源確保の必要性	14
	（2）財源確保策の検討	15
2	新たな仕組みの検討	23
	（1）検討にあたって	23
	（2）用途の検討	23
	（3）費用負担方法の検討	26
III	参考資料	29
1	懇話会提言構成イメージ（案）	30
2	第1回懇話会 資料概要	31
3	第1回懇話会 議事録	32

# I 森林・林業の現状と課題（追加分）



# 1 整備が必要な森林の状況

## (1) これまでの森林整備事業の成果と課題

### (これまでの経過と評価)

- 終戦直後の伐採放棄地を解消し、森林に再生。
- 昭和20年代は、山村地域の雇用対策にも貢献。
- 昭和40年代までは、造林主体の植栽期、昭和50年代からは保育期に突入。
- 昭和53年から、本格的な間伐対策に着手。間伐対策を開始してから本年度までの30年間、造林費ベースでの総投資額は約740億円。

### (森林整備の成果)

- 乱伐による森林の荒廃から、森林が再生したことで洪水発生頻度が低減。

### (これからの課題)

- 平成18年7月豪雨災害被災地における「森林の土砂防止機能に関する検討委員会報告」によれば、森林の土砂崩壊抵抗力には、水平方向の根の張りが重要。
- 水平方向の根の張りの促進には、間伐が必要。  
育成途上の森林は、間伐をすることで災害に強い森林となる。
- 間伐の推進は、木材資源としての価値の増加だけでなく、災害防止など公益的な機能の増進面で先送りできない喫緊の課題。

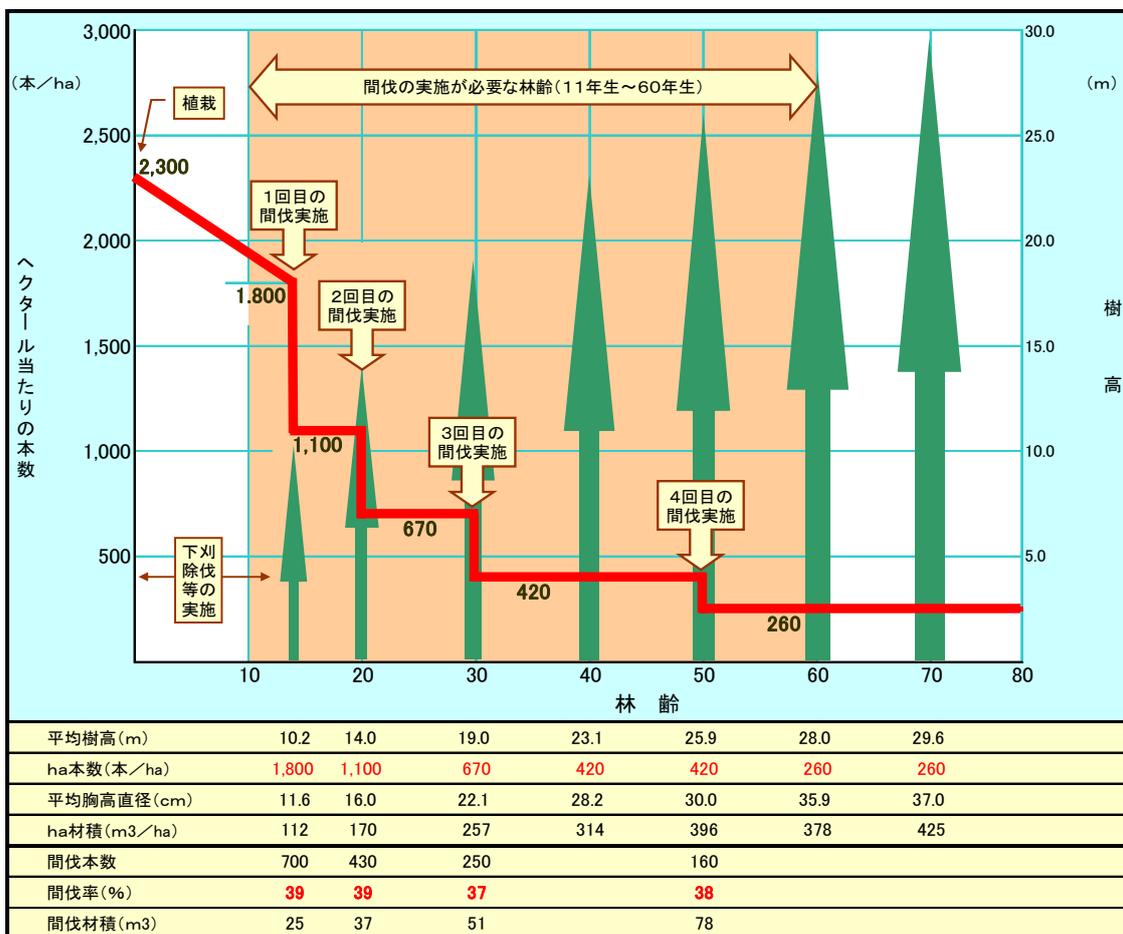
## (2) 整備が必要な人工林

植栽木の成長に伴い、隣接する樹木の枝葉が重なり合うことから、放置しておくと樹木間の競争で1本1本の成長が阻害され、根の張りも弱くなって台風等の気象災害を受けやすくなってしまいます。

また、ヒノキやスギなどでの間伐未実施林分では、林内が暗くなり草本や低木類が生育できず、地表面が露出することとなり、降水によって土壌が流れやすくなります。

このため、適期の間伐が不可欠です。間伐は11年生頃から樹高成長が少なくなる60年生までの間において、3回から5回程度必要です。(図-1)

図-1 間伐実施時期(施業体系図)



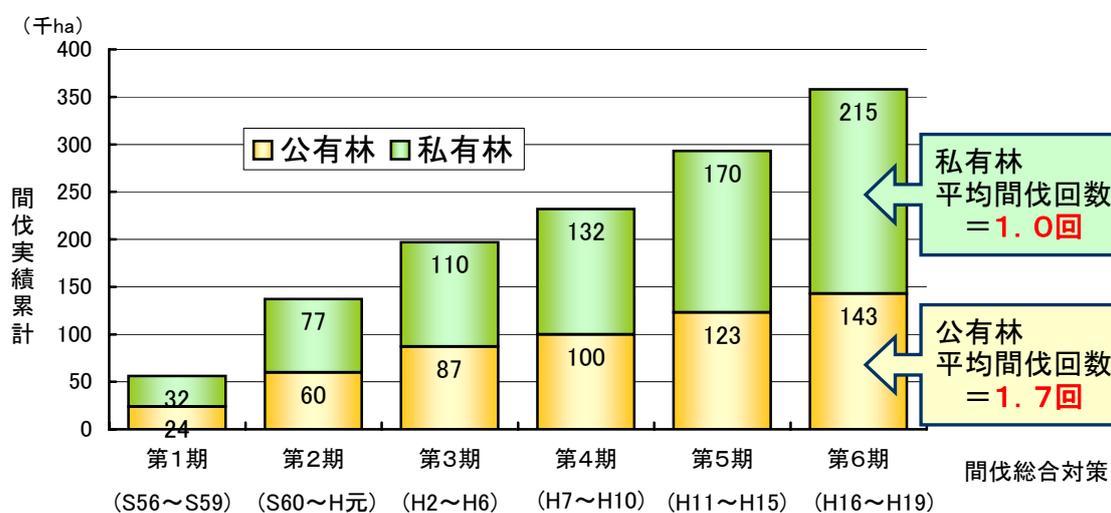
注：長野県民有林カラマツ施業体系図(地位Ⅱ)を代表例として作成したものの。

昭和20年代半ばから40年代にかけて造成された人工林の育成を図るため、県では昭和56年度から「間伐総合対策」として取り組み、本年度までの27年間で延べ面積約36万ヘクタール、年平均で約1万3千ヘクタールの間伐を実施してきています。

しかし、間伐が必要な人工林（11年生から60年生）での間伐実施状況は、全体平均で1.2回にとどまっています。（図－2）

さらに、公有林と私有林で比較すると、県や市町村、財産区が所有している公有林では平均1.7回となりますが、集落や個人等で所有している私有林では平均1.0回であり、所有形態ごとの実施状況を考慮すると、個人有林を中心に間伐がまったく実施されず高齢級を迎えた森林が多い傾向となっています。

図－2 間伐実績累計



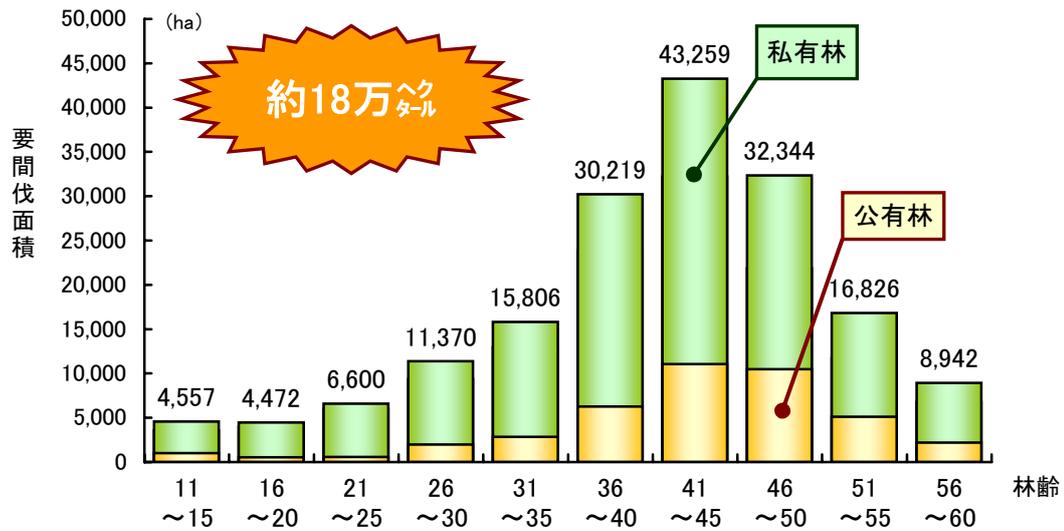
注：・第6期の18年度分は見込み、19年度分は計画面積を16～17年度の割合で按分して加算。  
 ・平均間伐回数＝（間伐実績累計）÷（現在の11～60年生の人工林面積）  
 （第1期時点の間伐実施11～35年生は、現在の36～60年生）

県では、平成16年度から27年度までの12年間で、間伐すべき森林251,400haをすべて整備するとした「信州の森林（もり）づくりアクションプラン」を策定して取り組んでいますが、本年度までの実績見込みを考慮すると、平成20年度から27年度までの8年間では約18万haの間伐の実行確保が必要となっています。

今後の間伐対象森林は、これまでの10年間での間伐実績に基づき推計した林齢別の要間伐面積（図－3）でも示したとおり、36年生から50年生に集中しており、所有形態別でも私有林を主体に実施していく必要があります。

里山とは……  
 「人により利用若しくは管理がなされているか、  
 又は、これらがかつてなされていた身近な森林」  
 （長野県ふるさとの森林づくり条例 第26条）

図-3 間伐対象林齢別の要間伐面積（平成20～27年度）

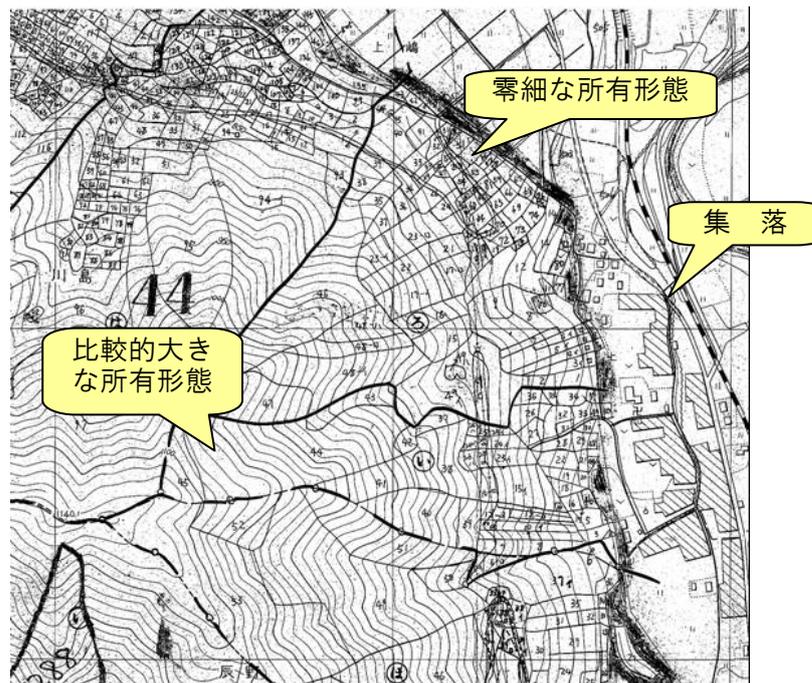


注：平成19年度以前の10年間で間伐が一度も実施されていない人工林。  
（間伐実績に基づき推計）

人工林の4割（約13万ha）を占める個人有林の多くは、森林所有者ごとの所有規模が零細であり、また、不在村化や世代交代等により、境界が不明確なまま管理されずに放置された森林が増加するなど、間伐がなされないままの森林が多くなっています。

個人有林など私有林の多くは集落周辺の里山に位置していますが、山地災害の防止等の「減災」機能を高める観点から、その整備を進めるためには公的な関わりが必要となっています。

参考図：集落に近い森林ほど複雑で零細な所有形態



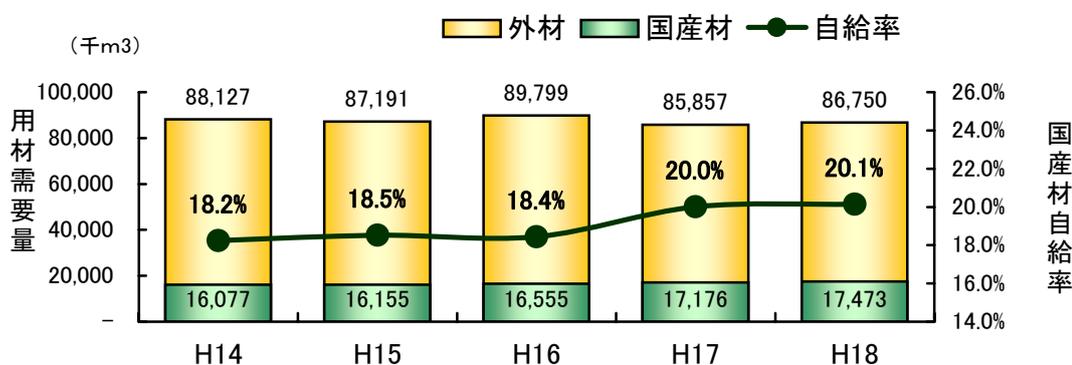
## 2 森林・林業を取り巻く近年の状況

### (1) 木材需要の動向

全国の木材（用材）総需要量は微減傾向にあるなか、国産材の占める割合は増加傾向にあり、平成17年には自給率が20%台に回復しています。（図－4）

特に平成18年には、近年の中国をはじめとする国際的な木材需要の増加に加え、原油価格の高騰やユーロ高騰を背景に輸入木材価格が上昇し、合板や集成材メーカー等において、原材料を外材から国産材にシフトする動きもみられ、さらに全国各地で国産材を扱う大規模な工場が相次いで操業を開始する動きもあります。

図－4 全国の木材総需要量(丸太及び製品の総量)の推移

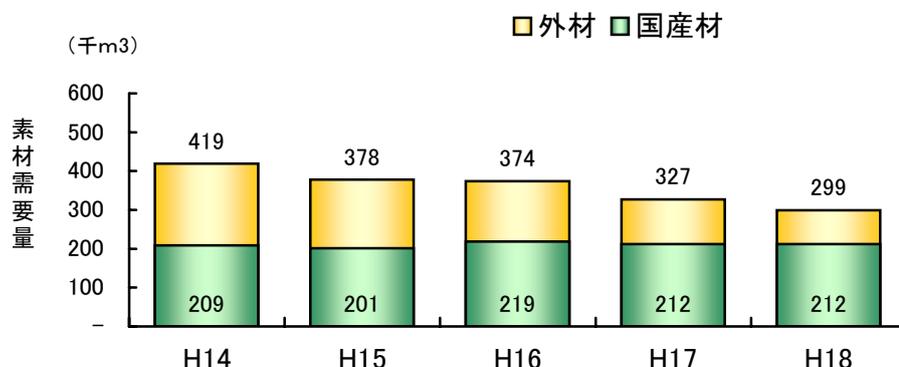


注：製材、合単板、チップ、パルプ等は素材換算し集計している

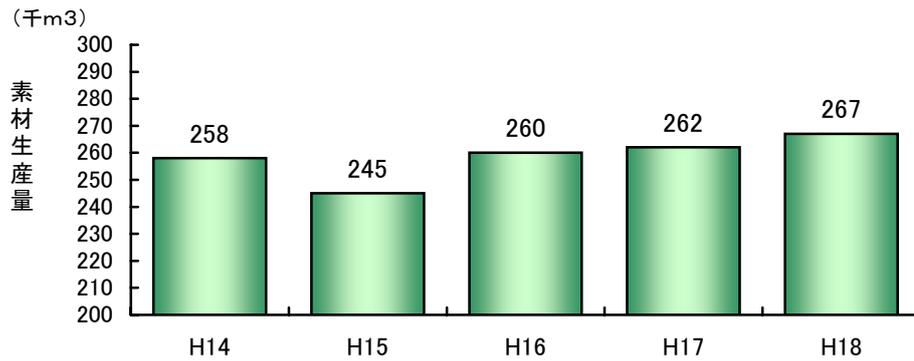
一方、本県においては、素材需要量は年々減少傾向にある中で、国産材は横ばいとなっており、需要量を堅持（図－5）しているとともに、県産材の生産量は16年度以降、増加傾向（図－6）にあります。

このうち、住宅においては、県の助成制度を活用した県産材住宅戸数が着実に伸びており、県産材需要の一端を担っています。（図－7）

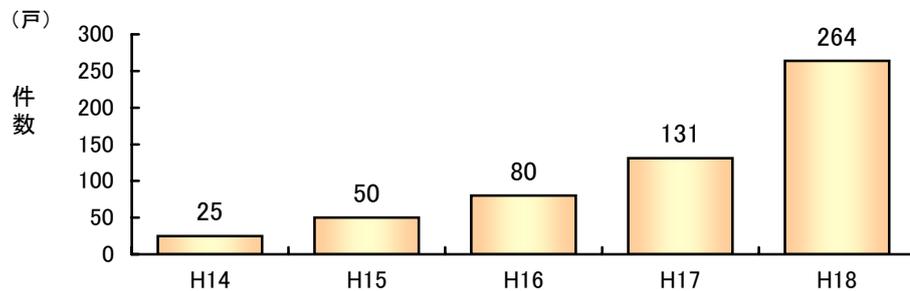
図－5 長野県の素材需要量(丸太のみ)の推移



図一6 長野県の素材生産量の推移



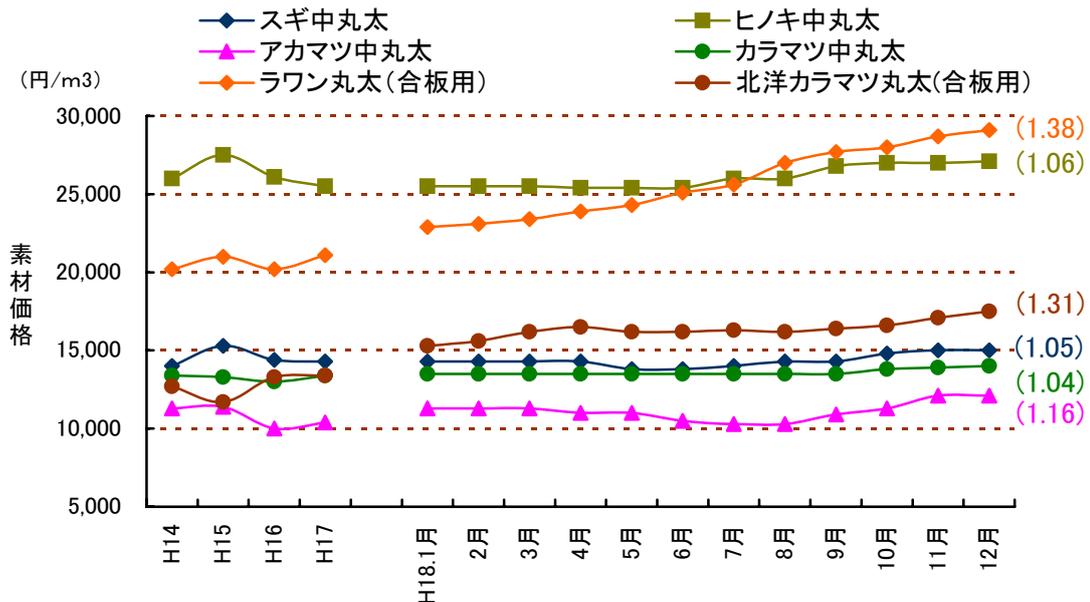
図一7 県産材を50%以上使用し、県の助成制度を活用した木造住宅数の推移



注：H14～16は利子助成事業の実績、H17～H18は支援事業の申請数

また、価格面では、総じて上昇傾向にあるものの、外材と比較すると本県の県産材の上げ幅は小さく、相対的には安価になっています。（図一8）

図一8 素材価格の推移(合板用=全国、左記以外=長野県)



注：グラフ右の（ ）数値は平成17年平均単価を100とした18年12月の指数値

## (2) 担い手や機械化等基盤整備の状況

木材価格の低迷や山村地域の過疎化・高齢化等により、林業従事者は昭和30年の21,400人をピークに減少していますが、近年は3千人前後で推移しています。

平均年齢はここ10年間で6歳以上若くなっており、新規参入者の定着率も7割から8割となっています。(図-10, 11)

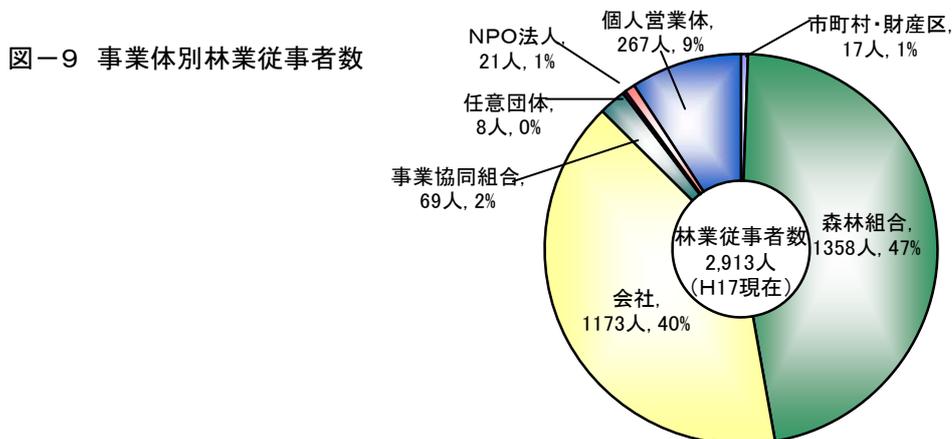


図-10 林業従事者数と平均年齢の推移

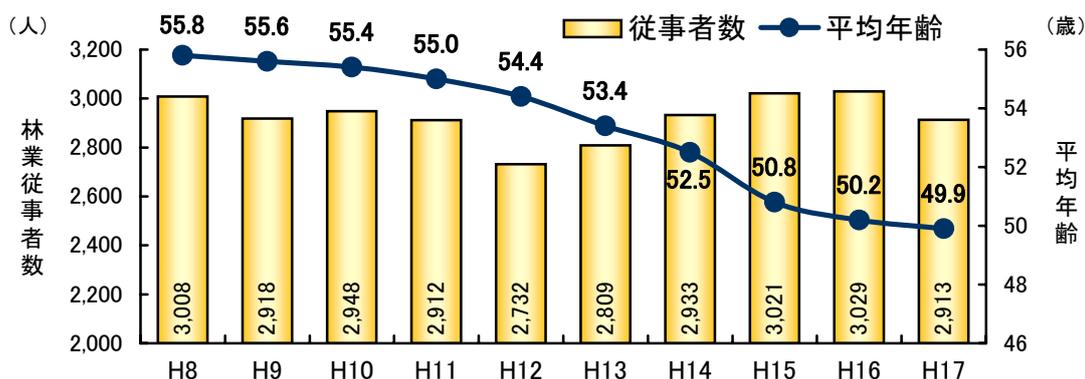
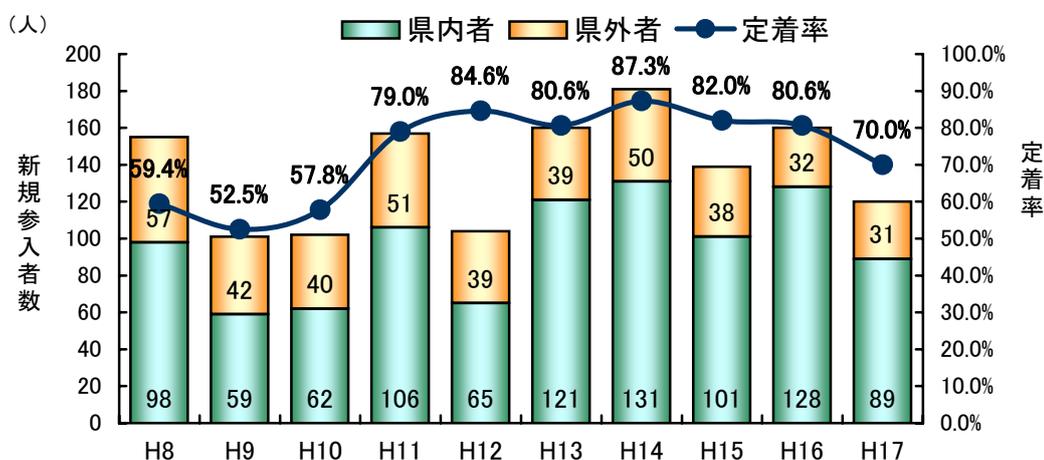


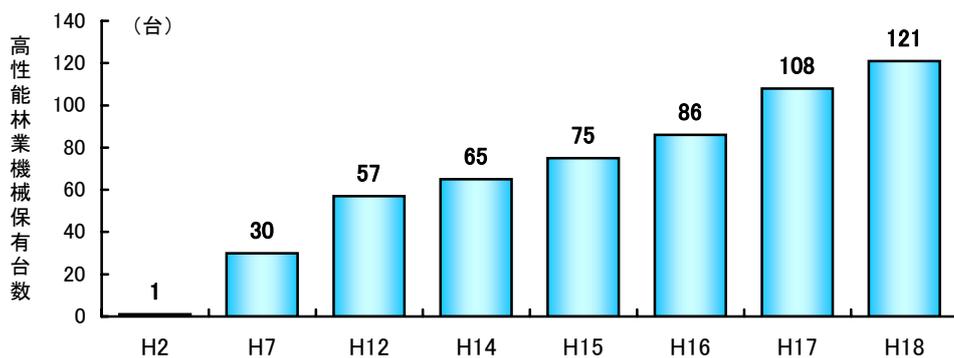
図-11 新規参入者数と定着率の推移



生産性向上や労働強度の軽減、安全性の改善、若年労働者の参入促進等による林業活動の活性化を図るため、平成2年以降から高性能林業機械（林業の多工程を処理する機械の総称）の導入が進められています。（図-12）

さらには、木材生産のコスト縮減や日常の森林管理活動に不可欠な道路についても、これまでに整備してきた林道を幹線として効果的に活用しつつ、森林整備に直結する作業道、作業路の一体的な整備を進めています。（図-13）

図-12 高性能林業機械の整備状況の推移



(単位：台)

保有時点	H2	H7	H12	H14	H15	H16	H17	H18
スイングヤーダ				4	7	15	21	25
タワーヤーダ			5	6	8	9	12	12
フォワーダ	1	3	11	14	18	19	25	29
ハーベスタ		8	12	13	12	13	13	11
プロセッサ		17	25	26	29	29	36	39
スキッダ		2	4	2	1	1	1	5
計	1	30	57	65	75	86	108	121

図-13 林道等路網の整備状況



		H18年度末
路網延長		12,140 km
内訳	林道	4,811 km
	軽車道	58 km
	作業道・路	1,369 km
	林内公道	5,902 km
路網密度		17.9m/ha

注：路網密度＝路網延長／私有林面積

### 3 森林・林業施策の取組方向



## 2 安心・安全の確保のための治山事業等の推進

-  保安林の間伐等を積極的に進め、健全な森林を育成し、災害に強い森林の維持造成を進めます。
-  山地を起因とする災害を防止するため、被災箇所の早期復旧を図るとともに、地域における防災ソフト事業を推進します。
-  県土の保全及びマツタケなどによる地域振興を図るため、関係市町村と連携して松くい虫対策を実施し、被害の沈静化を図ります。

## 3 多様な生物が共生する環境づくりの推進

-  強度の間伐による広葉樹の誘導・育成等を図り、野生鳥獣が生息しやすい環境をつくるとともに、野生鳥獣の被害防除対策や捕獲対策、集落周辺の環境整備を進めます。

## 3 森林づくりの担い手育成

-  財団法人長野県林業労働財団等と協働して、新規参入者の促進、就労者の技術養成、就労環境の整備等を総合的に実施します。
-  自律的な経営をめざす森林組合活動を支援するとともに、低コスト林業を実践できる機械化事業体の育成を進めます。

## 4 活力ある山村づくりの推進

-  特用林産物の生産振興や、森林セラピー等の森林空間を活用した新たな地域活性化策を推進します。

## 2 住宅等への県産材利用の推進

-  住宅部と連携し、一般住宅への県産材利用の拡大を進めるとともに、県内メーカー等と協働し、首都圏等への県産材の販路拡大を進めます。
-  木造公共施設の建築や学校等の木製机・椅子等の導入の支援を進めます。
-  公共事業や物品調達などで県自らが率先して県産材の利用を進めます。

## 3 木質バイオマスの利用推進

-  ペレットストーブやボイラーの導入を促進し、県産材利用と温暖化防止、循環型社会の構築をめざします。



## Ⅱ 新たな費用負担の検討



# 1 財源確保策

## (1) 財源確保の必要性

社会全体の共通の財産、「緑の社会資本」である森林の機能低下による弊害が深刻な問題となる前に歯止めをかけ、健全な姿で次の世代に引き継いでいく必要があります。

現在、集中的の間伐を実施しなければならない時期となっていますが、この取組を着実に実行していくためには、推進体制の構築などとともに財政的な裏付けが必要となっています。

長野県の財政状況は、歳入面では、県税収入が回復基調にはあるものの本格的な回復には至っておらず、また地方交付税も毎年度削減が続くなど、一般財源の確保が厳しい状況が続いています。

一方、歳出面では、公債費や人件費などの義務的経費の割合が高い硬直的な財政構造が今後も続くと思込まれます。

このように財政の危機的状況が長期化する中で、健全な森林づくりを着実に推進していくためには、行財政改革の計画的かつ着実な推進とともに、財源の安定的な確保が必要となっています。

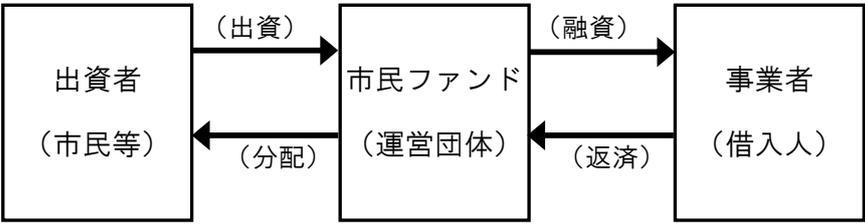
森林づくりを推進する上での財源確保にあたっては、これまで以上の効率的な事業の実施や国庫補助金の確保とともに、県民の理解と協力のもと、新たな財源確保の仕組みづくりを早急に構築する必要があります。

## (2) 財源確保策の検討

森林づくりのための新たな財源の確保方策の検討にあたり、各種制度を幅広く取り上げて、森林づくりのための財源として整理を行いました。

### ア 様々な手法による財源確保策の検討

種 類	概 要
分 担 金 ・ 負 担 金	<p>【具体的内容】</p> <p>国又は地方公共団体が行う特定の事業（数人又は地方公共団体の一部に受益が発生する事業）を行う場合に、これに要する経費に充てるため、その事業の受益者や関係者等に、その受益の限度において徴収することができるもの。</p> <p>（例）土地改良事業分担金、県営林道事業負担金</p> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>森林のもつ様々な機能は、広く県民生活を支える役割を果たすものであり、県下全域に利益を及ぼし、県民全体が受益者となるものであることから、<u>地域を限定した事業を除き分担金を徴収することは困難</u>と考えられます。</p>
使 用 料	<p>【具体的内容】</p> <p>行政財産の目的外使用や公の施設を利用するにあたって、その受益の実費負担として徴収できるもの。</p> <p>（例）県民会館の使用料</p> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>使用料は特定施設の利用の対価にとどまるものであり、<u>県有林や私有林等を対象として、広く使用料を徴収することは困難</u>と考えられます。</p>
手 数 料	<p>【具体的内容】</p> <p>地方公共団体の事務のうち、特定の者に提供する役務に対し、その実費負担として徴収できるもの。</p> <p>（例）パスポート取得や狩猟者登録等の手数料</p> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>森林のもつ様々な機能の維持・向上のための施策は、特定の者のために実施するものではなく、その受益は県民全体に及ぶものであり、また、特定の役務に該当しないことから、<u>手数料として徴収することは困難</u>と考えられます。</p>

種 類	概 要
<p>寄 附 金</p>	<p>【具体的内容】</p> <p>金銭その他の資産等を相当の対価を求めることなく任意に提供するもの。</p> <p>直接、間接問わず、国や地方公共団体が寄附金を割り当てて強制的に徴収することはできません。</p> <p>(例) 緑の募金、企業等からの寄附金</p> <p>○緑の募金</p> <p>「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づく恒久的なもので、緑化木の配布や植樹祭の開催、森林ボランティア等の自主的な地域の森林づくり活動や公園等の環境緑化への助成、みどりの少年団の育成等に活用されています。</p> <p>・募金額（長野県緑の基金分）：8,742万円（平成18年度）</p> <p>○森林の里親促進事業</p> <p>県が仲介役となって、森林整備活動に意欲を有する地域と環境保全活動に熱心な地域等の間で里親契約を結び、企業等からの寄附や人的支援により森林づくりを行っています。</p> <p>・契約数24件、支援額5,680万円（平成19年5月現在）</p> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>寄付者の任意の協力を委ねるものであり、<u>収入源として不安定</u>であり、また、<u>財源規模には一定の限度がある</u>と考えられます。</p>
<p>市民ファンド</p> <p>(コミュニティ ・ファンド)</p>	<p>【具体的内容】</p> <p>地域の資源や特性等を活かした起業化等に対し、その趣旨に賛同する市民等から出資を募り運営するもの。</p> <p>(仕組みの一例)</p>  <pre> graph LR     A["出資者 (市民等)"] -- "(出資)" --&gt; B["市民ファンド (運営団体)"]     B -- "(融資)" --&gt; C["事業者 (借入人)"]     C -- "(返済)" --&gt; B     B -- "(分配)" --&gt; A   </pre> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>森林づくりに対する県民の参加や理解促進を図る上で有効な手法ですが、森林資源等を活かした収益事業が見いだせるか、資金集めが可能かといった課題があり、実現しても、寄附金と同様に<u>収入源として不安定</u>で、<u>財源規模にも限度がある</u>と考えられます。</p>

種 類	概 要
<p>地 域 通 貨</p>	<p>【具体的内容】</p> <p>地域通貨とは「ある特定の地域やコミュニティの中で流通する利子のつかないお金」であり、公共的・社会的な目的に基づいて発行し、その通貨を流通させることで、ある目的の実現を後押ししたり通貨利用者に何らかの行動を起こさせることを目的とするもの。</p> <p>(仕組みの一例)</p> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>森林づくりに対する県民の参加や理解促進を図り、また、活力ある地域づくりを進める上で有効な手段ですが、一方、その発行限度は協力店等の理解の範囲内であり、森林ボランティアの協力を前提とするため、財政規模や作業能力といった面で、<u>広範な荒廃森林の整備を期待することは困難</u>と考えられます。</p>
<p>県 税</p>	<p>【具体的内容】</p> <p>特別の給付に対する反対給付としてでなく、公共サービスを提供するための資金を得る目的で、法律・条例の定めに基づいて徴収することができるもの。</p> <p>地方税法は、地方公共団体の判断によって財政上その他の必要がある場合には、法で定める標準税率を超える税率を定めること（超過課税制度）や、法で定める税目以外に税目を新設して独自の課税を行うこと（法定外税制度）ができる仕組みになっています。</p> <p>なお、法定外税は、使い道が特定されている「法定外目的税」と使い道が特定されていない「法定外普通税」に区分されます。</p> <p>【他の都道府県の実施状況】</p> <p>① 超過課税</p> <p>○ 森林整備のための税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人県民税均等割      24団体（高知県、岡山県ほか）</li> <li>・ 個人県民税所得割      1団体（神奈川県）</li> <li>・ 法人県民税均等割      23団体（高知県、岡山県ほか）</li> </ul>

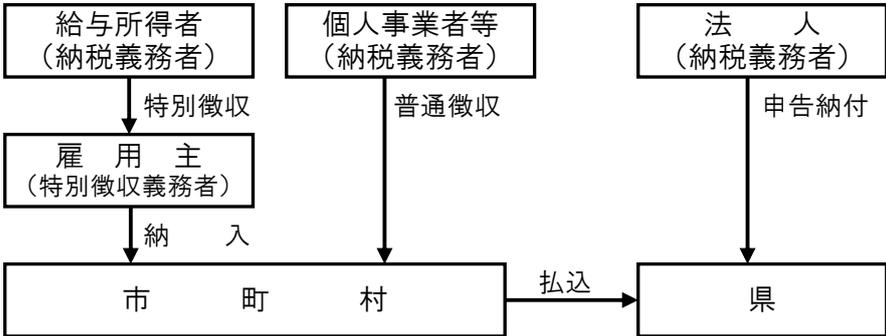
種 類	概 要
県 税	<p>○ 森林整備以外を用途とする税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人県民税均等割 1団体（大阪府）</li> <li>・ 法人県民税法人税割 46団体（静岡県を除く都道府県）</li> <li>・ 法人事業税 7団体（東京都、神奈川県ほか）</li> </ul> <p>② 法定外税</p> <p>○ 法定外目的税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物関係税 24団体（青森県、岩手県ほか）</li> <li>・ 宿泊税 1団体（東京都）</li> <li>・ 乗鞍環境保全税 1団体（岐阜県）</li> </ul> <p>○ 法定外普通税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石油価格調整税 1団体（沖縄県）</li> <li>・ 核燃料税 11団体（福井県、石川県ほか）</li> <li>・ 核燃料等取扱税 1団体（茨城県）</li> <li>・ 核燃料物質等取扱税 1団体（青森県）</li> <li>・ 臨時特例企業税 1団体（神奈川県）</li> </ul> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>税は、<u>一定の財源が継続的・安定的に確保されること</u>から、森林整備に係る施策が円滑に施行できるものと考えられます。</p> <p>しかし、税は県民に新たな負担を求めるものであるため、その導入に当たっては、<u>県民の理解を得ることが欠かせない</u>と考えます。</p> <p>【参考：税の3原則】</p> <p>○ 公平の原則</p> <p>様々な状況にある人々が、それぞれの負担能力（担税力）に応じて公平であることが必要です。</p> <p>森林整備による恩恵は県民一人ひとりに等しく現れるものであり、できるだけ多くの県民が広く税として負担することが求められる反面、所得が低く税負担に耐えられないと思われる者に対する配慮も必要となってきます。</p> <p>○ 中立の原則</p> <p>税制度が個人や企業の経済活動における選択を歪めたり、経済の発展に支障を来すことがないように配慮する必要があると考えます。</p> <p>○ 簡素の原則</p> <p>税制度の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとするとともに、行政側のコストの最小化を図る必要があります。</p>

## イ 税制措置による財源確保策の検討

森林づくりを着実に推進していくためには、県民の理解と協力を得る中で、一定規模の財源が継続的かつ安定的に確保され、森林からの恩恵を受けている県民に対し、薄く広く負担を求めることのできる「税制措置」が有力な財源確保の方法であると考えられます。

そこで、税制措置である超過課税、法定外税等について整理を行いました。

### (ア) 超過課税

種 類	概 要
県 民 税	<p>【考え方】</p> <p>森林のもつ様々な機能の恩恵は、すべての県民が享受しているという観点から、<u>様々な行政サービスに対する応益性を有する県民税の均等割に、森林づくり施策の財源とするための一定税率を上乗せするもの。</u></p> <p>【課税の仕組み】</p> <p>県民税均等割の税率に一定額を上乗せして課税するもので、納税義務者や徴収方法は県民税と同じとなります。</p>  <pre> graph TD     A[給与所得者 (納税義務者)] -- 特別徴収 --&gt; B[雇用主 (特別徴収義務者)]     B -- 納入 --&gt; C[市 町 村]     D[個人事業者等 (納税義務者)] -- 普通徴収 --&gt; C     E[法人 (納税義務者)] -- 申告納付 --&gt; F[県]     C -- 払込 --&gt; F     </pre> <p>【長所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の方式に比べ納税義務者が多く、<u>幅広く負担</u>をしていただくことができます。</li> <li>○ <u>低所得者等への配慮</u>が含まれています。</li> <li>○ 既存の税制度を利用することから、<u>徴収コストを抑える</u>ことができます。</li> </ul> <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人県民税は、市町村が個人市町村民税と併せて賦課徴収することから、実施にあたっては<u>市町村の協力が不可欠</u>となります。</li> <li>○ 普通税であり、また、独立した税ではないため、<u>収収と使途の関連を明確にする仕組み</u>が課題となります。</li> </ul>

種 類	概 要
自 動 車 税	<p>【考え方】</p> <p>森林のもつ機能のうち<u>地球温暖化防止に着目</u>し、二酸化炭素を排出しているという観点から、自動車税に森林づくり施策の財源とするための一定税率を上乗せするもの。</p> <p>【課税の仕組み】</p> <p>自動車税の税率に一定額を上乗せして課税するもので、納税義務者や徴収方法は自動車税と同じとなります。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">           県が、自動車を保有している個人・法人（納税義務者）に対して一定額を賦課し徴収するもの。         </span> <span style="font-size: 2em;">}</span> </p> <p>【長所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存の税制度を利用することから、<u>徴収コストを抑える</u>ことができます。</li> </ul> <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 納税義務者が自動車の所有者に限られ、所有台数によっても負担額に差がでること、さらには、市町村税である軽自動車の所有者には課税されないことから、<u>県民税に比べ、幅広い負担、公平な負担</u>という点で劣ります。</li> <li>○ 自営業者や法人の場合は、所得税や法人税の申告の際に、自動車税納付金額を損金として算入することができるため、<u>多くの県民の公平感に沿うことが難しく</u>なります。</li> <li>○ 現在、グリーン化税制が導入されており、大気汚染と地球温暖化の対策として一定基準を満たす自動車について、税の軽減措置をとっていることから、同様の観点から<u>超過課税を課する場合は整合性が難しい</u>という課題もあります。</li> <li>○ 普通税であり、また、独立した税ではないため、<u>収収と使途の関連を明確にする仕組み</u>が課題となります。</li> </ul>

(イ) 法定外税

種 類	概 要
<p>目 的 税</p>	<p>【考え方】</p> <p>森林のもつ様々な機能の恩恵は、すべての県民が享受しているという観点から、森林づくり施策の財源とするための<u>新税を創設し、全ての県民に広く税負担を求めるもの。</u></p> <p>【課税の仕組み】</p> <p>県が、県内に住所（事業所）等を有する個人・法人に対して新たな税として賦課徴収するもの。</p> <p>【長所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての県民に広く税負担を求める点で、一定の<u>公平性</u>を保つことができます。</li> <li>○ 非課税措置等により<u>低所得者等への配慮が可能</u>となります。</li> <li>○ 目的税とすることで、森林づくりのための財源調達という<u>位置付けが制度上明確</u>になるとともに、<u>税金とその使途に対する県民の理解や関心を得やすいもの</u>となります。</li> </ul> <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低所得者等への配慮の際、県には所得のデータがないことから実施にあたっては<u>市町村の協力が不可欠</u>となります。</li> <li>○ 新たな税制となるため、制度導入にあたっての<u>初期費用も大きく、さらに調達すべき額に対して徴税コストも過大</u>となります。</li> <li>○ 総務大臣の同意が必要となるため、実施には<u>相当の期間が必要</u>となります。</li> </ul>
<p>水源かん養税</p>	<p>【考え方】</p> <p>森林の水源かん養機能は、河川等を通じ良質な水を安定的に供給するという役割を果たしているという観点から、<u>多くの県民が使用している水道に着目した新税を創設</u>するもの。</p> <p>【課税の仕組み】</p> <p>水道事業者を通じて、水道の使用者から利用量に応じた額を徴収するもの。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <pre> graph LR     A[水道使用者 (納税義務者)] -- 特別徴収 --&gt; B[水道事業者 (特別徴収義務者)]     B -- 申告納付 --&gt; C[県]             </pre> </div>

種 類	概 要
水源かん養税	<p>【長所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目的税とすることで、森林の水源かん養機能の維持・向上のための財源調達という<u>位置付けが制度上明確</u>になります。</li> </ul> <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>水道事業者（多くが市町村）の負担が大きく</u>、理解と協力を得る必要があります。</li> <li>○ <u>低所得者等へも負担を求め</u>ることとなります。</li> <li>○ 水源の下流域、県外の水道利用者への負担を求めることが出来ないため、負担の公平性に欠けます。</li> <li>○ 新たな税制となるため、制度導入にあたっての<u>初期費用も大きく</u>、さらに<u>調達すべき額に対して徴税コストも過大</u>となります。</li> <li>○ 総務大臣の同意が必要となるため、実施には<u>相当の期間が必要</u>となります。</li> </ul>

#### (ウ) 税制措置での比較・整理

想定できる税制度の中で課税方法を比較すると、税の目的が明確になる「法定外目的税」の創設が優れています。

しかし、実現可能性の面では、法定外目的税の創設は、新たな税制度としての初期費用や賦課徴収コストが多額になるなど課題が多く、先行県においても断念しているところです。

県民税の超過課税は、既存制度を活用することから、賦課徴収コスト等の負担増は少なく、税の用途を明確にする仕組みをつくることは可能であることから、森林づくりのための税としては有効な選択肢であると考えます。

他方、国において、環境省が提案している「環境税」については、政府の「平成19年度税制改革大綱」で総合的に検討するとしております。

また、地方交付税改革の一つとして、国では平成19年度から人口と面積を基本として、簡素な算定を行う新型交付税の導入が始まっていますが、これら国の動きを注視しつつ、森林づくりのための新たな税財源措置について、引き続き国に要望していく必要もあります。

## 2 新たな仕組みの検討

### (1) 検討にあたって

新たな財源確保策について検討した結果、様々な手法の中でも公平性や安定性等の面から考慮すると「県民税の超過課税」方式が有力な選択肢であると考えられます。これは森林整備を目的とした税を定めている先行県と同様の方式です。

そこで、本県における「新たな仕組み」の「検討材料」として他県の主な使途や課税方法等について、提示します。

### (2) 使途の検討

#### ア 森林整備を中心とした施策

他県における独自課税を活用した事業については、間伐を中心とした森林整備のほか、森林を県民で守り育てる意識の醸成や木材利用等の森林づくり関連事業に活用されています。（次ページ；各県ごとの一覧表）

本県においては、森林の機能を十分に発揮させるためには、集中的に間伐を実施する必要がある先送り出来ない時期であることから、間伐を着実に実行していく必要があります。

特に、集落周辺の里山に位置する私有林では、所有規模が零細であったり、不在村化等により管理されずに放置され、間伐もされないままの森林が多いことから、「減災」機能を高める観点からも公的な関わりが急務となっており、これらを中心に取り組んでいく必要があると考えます。

なお、集落周辺の里山に位置する私有林の多くは個人所有林ですが、これまでの取組が不十分であった原因として、不在村者所有森林の増加に加え、所有者の世代交代等で所有界等がわからなくなっていることなどがあり、市町村や森林組合等と連携して、施業地を明確化するとともに、森林所有者への働きかけの実施が必要となります。

また、不在村者の所有森林等については、整備後にも森林管理を継続していく仕組みも必要となります。

## イ 他県の状況一覧表

No.	導入県名	税 の 名 称	条例 議決	新 税 導 入	超過課税率		（ 税 収 規 模 当 時 ）  （百万円）
					個 人	法 人	
1	高 知 県	森林環境税	15年 2月	15年 4月	500円	500円	140
2	岡 山 県	おかやま森づくり県民税	15年11月	16年 4月	500円	5%	450
3	鳥 取 県	森林環境保全税	16年 3月	17年 4月	300円	3%	86
4	鹿 児 島 県	森林環境税	16年 6月	17年 4月	500円	5%	380
5	島 根 県	島根県水と緑の森づくり税	16年12月	17年 4月	500円	5%	195
6	愛 媛 県	森林環境税	16年12月	17年 4月	500円	5%	316
7	山 口 県	やまぐち森林づくり県民税	17年 3月	17年 4月	500円	5%	380
8	熊 本 県	水とみどりの森づくり税	17年 3月	17年 4月	500円	5%	420
9	兵 庫 県	県民緑税	17年 3月	18年 4月	800円	10%	2,100
10	福 島 県	森林環境税	17年 3月	18年 4月	1,000円	10%	1,000
11	奈 良 県	森林環境税	17年 3月	18年 4月	500円	5%	300
12	大 分 県	森林環境税	17年 3月	18年 4月	500円	5%	290
13	滋 賀 県	琵琶湖森林づくり県民税	17年 6月	18年 4月	800円	11%	600
14	岩 手 県	いわての森林づくり県民税	17年12月	18年 4月	1,000円	10%	380
15	静 岡 県	森林（もり）づくり県民税	17年12月	18年 4月	400円	5%	840
16	宮 崎 県	森林環境税	18年 3月	18年 4月	500円	5%	280
17	神 奈 川 県	水源環境保全・再生のための 個人県民税の超過課税措置	17年10月	19年 4月	均等割 300円 所得割 0.025%	なし	3,800
18	和 歌 山 県	紀の国森づくり税	17年12月	19年 4月	500円	5%	262
19	富 山 県	水と緑の森づくり税	18年 6月	19年 4月	500円	5%	330
20	山 形 県	やまがた緑環境税	18年12月	19年 4月	1,000円	10%	600
21	石 川 県	いしかわ森林環境税	18年12月	19年 4月	500円	5%	360
22	広 島 県	ひろしまの森づくり県民税	18年12月	19年 4月	500円	5%	800
23	長 崎 県	ながさき森林環境税	18年12月	19年 4月	500円	5%	320
24	福 岡 県	森林環境税	18年12月	公布後 2年以内	500円	5%	1,300

森林面積 (ha)	主 な 使 途										No.	
	森 林 整 備	森 林 整 備 以 外 の 関 連 施 策							市 町 村 交 付 金	森 林 関 連 以 外 の 施 策		
		支 N P O 援 等	教 森 林 環 育 境	木 材 利 用	普 及 啓 発	人 材 育 成	試 験 研 究	そ の 他				
595,086	○			○	○							1
484,524	○	○	○	○	○	○	○	水源林取得				2
258,086	○				○			県民公募				3
590,088	○	○	○	○	○			地域提案				4
527,631	○	○										5
401,139	○	○	○	○				堆積流木除去				6
432,855	○				○							7
464,987	○	○	○		○	○		水源林公有化				8
562,760	○									都市緑化		9
972,143	○	○	○	○	○	○	○		○			10
283,817	○		○		○							11
453,891	○	○	○	○	○	○	○					12
206,011	○		○	○	○							13
1,174,910	○											14
500,274	○				○							15
588,943	○	○	○					花粉症対策				16
95,362	○			○	○			溪畔林整備		河川・地下水保 全、下水道施設 整備等		17
363,766	○	○	○	○	○	○						18
284,577	○	○	○	○	○			県民公募				19
670,444	○	○	○	○	○			県民公募等	○			20
286,729	○	○	○		○			県民公募				21
614,018	○		○	○	○			特認事業	○	都市緑化		22
243,702	○	○	○	○	○			県民公募				23
222,598	○				○			県民公募				24

### (3) 費用負担方法の検討

#### ア 税率

県民税に上乗せすべき税率は、必要な施策に充てる財源の確保を旨とすることから、基本的には前述した使途事業の規模を考慮して決定する必要があります。

一方で、税制度は県民に新たな負担を求めるものである以上、その負担は極端に重いものにならないことを配慮することも重要と考えます。

#### (ア) 個人県民税(均等割)の税率について

現行の個人県民税均等割の税率は1,000円と定められています。これは、担税力のある人が等しい額によって公平に負担するもので、住民にとって身近な行政サービスに対する応益性を有するののものであり、広く負担を求めるため、対象範囲は幅広く、税額は低く定められています。

先行県では均等割に300円から1,000円の上乗せ課税を採用しており、この額を本県に充ててみると次のとおりの税込規模となります。

税率	導入県	本県での税込見込額
1,000円	3県（福島県、岩手県、山形県）	10億8,000万円
800円	2県（兵庫県、滋賀県）	8億6,400万円
500円	16県（高知県、岡山県ほか14県）	5億4,000万円
400円	1県（静岡県）	4億3,200万円
300円	2県（鳥取県、神奈川県）	3億2,400万円

本県の税込見込額については、平成18年度の定期課税ベース（総務部税務課資料）によるもので、納税義務者については、県内に住所、事務所等を有する個人約110万人です。

生活保護法による生活扶助を受けている方、障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の方（単身の給与所得者で収入が概ね204.4万円未満）、市町村の税条例において定める前年の合計所得金額以下の方は非課税となります。

なお、神奈川県では総合的な水源環境の保全・再生として均等割300円のほか、個人県民税所得割にも0.025%を超過課税していますが、納税者1人当たりの平均負担額は合算で約950円となっています。

## (イ) 法人県民税(均等割)の税率について

現行の法人県民税均等割の税率は2万円から80万円まで資本金等の額に応じた税率が定められています。これは、法人によって資本金等の多寡により担税力に差があり、中小法人等に対する負担軽減を図る必要があることが考慮されているためです。

先行県では、森林のもつ様々な機能から受ける受益の規模を客観的に反映させるため、超過課税の税率に定率を採用しており、この額を本県に充ててみると次のとおりの税収規模となります。

税率	導入県	本県での税収見込額
11%相当額 (2,200~88,000円)	1県(滋賀県)	3億 800万円
10%相当額 (2,000~80,000円)	4県(兵庫県、福島県ほか2県)	2億8,000万円
5%相当額 (1,000~40,000円)	16県(岡山県、静岡県ほか14県)	1億4,000万円
3%相当額 (600~24,000円)	1県(鳥取県)	8,400万円

本県の税収見込額については、平成18年度の定期課税ベース(総務部税務課資料)によるもので、納税義務者については、県内に事務所等を有する法人約5万5千法人です。

資本等の金額の区分	現行税額
1千万以下	20,000円
1千万円超 ~ 1億円以下	50,000円
1億円超 ~ 10億円以下	130,000円
10億円超 ~ 50億円以下	540,000円
50億円超	800,000円

なお、高知県では個人県民税均等割と同額の一律500円を採用しているほか、神奈川県では、独自の法人事業税超過課税(18頁参照)を実施していること等から、当該趣旨での法人への超過課税は行っていません。

## (ウ) 本県での税収見込額(試算)

個人県民税均等割		法人県民税均等割		合計
税率	税収見込額	税率	税収見込額	
500円	5億4,000万円	5%相当額	1億4,000万円	6億8,000万円
1,000円	10億8,000万円	5%相当額	1億4,000万円	12億2,000万円
1,000円	10億8,000万円	10%相当額	2億8,000万円	13億6,000万円

森林からの恩恵を受けている県民に対して、薄く幅広く負担を求めるものであること、今後の事業規模等の兼ね合いを考えながら、個人、法人の負担額を考えていく必要があります。

## イ 実施期間

森林づくりは長期にわたることから、長期間の計画的な森林づくりを図ることが望ましいと考えます。

しかし、森林づくりの進捗状況や導入効果を検証するとともに、社会経済情勢の状況等を考慮し、概ね5年後に制度の見直しを行っていくことが適当であると考えます。

なお、先行県においては、鳥取県の3年間を除き5年間としています。

## ウ 用途の明確化

県民税均等割超過課税は、用途が限定されない普通税であることから、税金とその用途を明確にする必要があります。

## エ 上流森林県としての取組

本県の森林のもつ機能の中で、特に水源かん養機能に着目すると、その恩恵は県民だけにとどまるものではなく、信濃川、天竜川、木曾川など本県を源とする河川を通じ、広く下流域の住民にも及んでいます。

これまでも上下流交流を通じて、下流域の関係自治体や住民の方の協力のもと、上流域にあたる本県の森林づくりに協力をいただいています。

今後とも水源となる本県の森林づくりや流域全体の森林づくりについて、費用負担及びその用途も含めた連携・協働を進めていくことが重要であると考えております。

### III 参 考 资 料

# 1 懇話会提言構成イメージ(案)

## 森林づくりのための新たな費用負担のあり方について

### (提 言)

長野県森林づくりの費用負担を考える懇話会

はじめに (座長総括)

#### 1 長野県の森林

##### (1) 「緑の社会資本」である森林

- ・ 森林面積等の概要について
- ・ 森林の役割と県民の期待について

##### (2) 本県の森林は今…

- ・ 森林・林業の現状と課題について

#### 2 森林づくりのめざす方向

##### (1) めざす森林の姿

- ・ 長野県ふるさとの森林づくり条例について
- ・ 条例に基づく森林づくり指針について
- ・ 信州の森林づくりアクションプランについて

##### (2) 森林・林業施策の実施状況

- ・ これまでの取組状況について
- ・ 現在の施策概要及び取組方向について
- ・ 課題整理

#### 3 新たな費用負担のあり方

##### (1) 財源確保策

- ・ 財源確保の必要性について
- ・ 財源確保策の検討について

##### (2) 新たな費用負担の仕組み

- ・ 新たな費用負担による事業について
- ・ 新たな費用負担の仕組みについて
- ・ (必要に応じて、その他の意見)

#### 4 参考資料

- ・ 懇話会設置要綱及び委員名簿
- ・ 検討経緯
- ・ 県民意見等
- ・ その他必要資料

# 長野県の森林の現状と課題

「緑の社会資本」である森林～すべての県民が享受している森林の有する多面的かつ公益的な機能

- 木材供給
- 水源のかん養
- 山地災害防止
- 生活環境を守る
- 保健休養の場提供
- 自然環境を守る
- 地球温暖化を防止

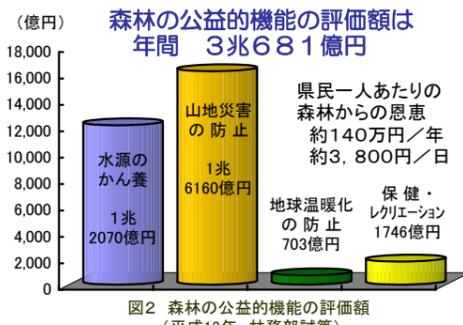
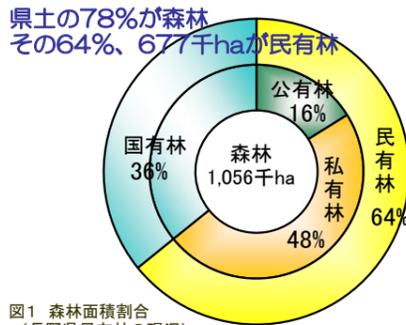
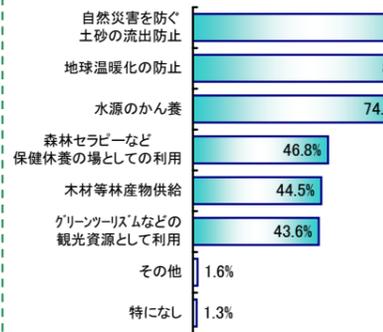
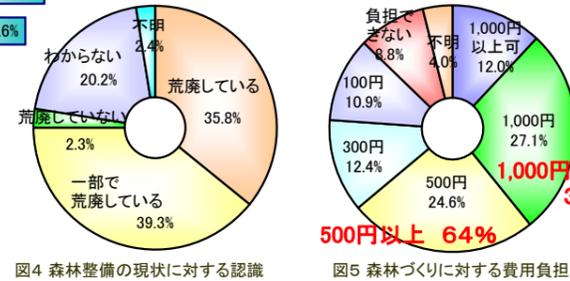


図3 森林に期待する役割 (複数回答)



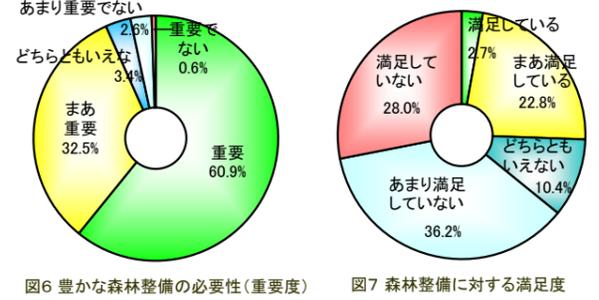
平成19年度県政世論調査結果 (速報)

森林の公益的機能に対する期待が高く、ある程度の負担は必要と認識



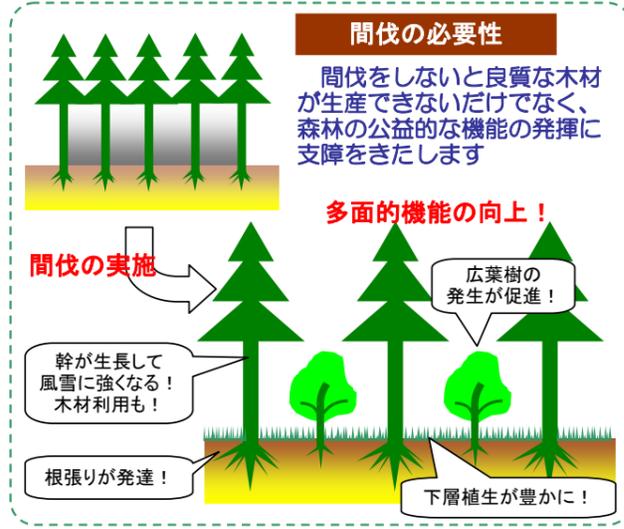
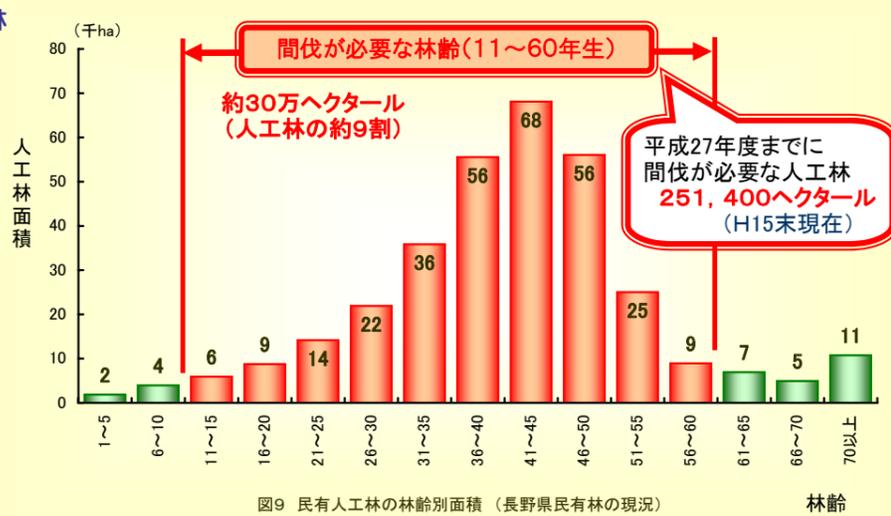
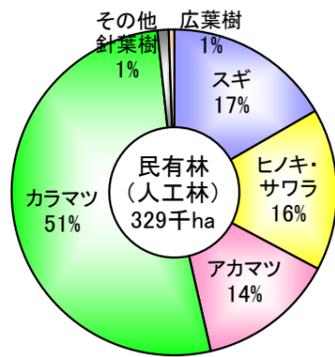
平成18年度県民満足度等調査結果

豊かな森林整備を重要と考えている人は多いが、現状に対する満足度は低い



本県の森林は今... ~ 集中的に「間伐」を実施する必要がある先送りできない時期

民有林の49%がカラマツを主体とした人工林  
その9割が「間伐」を必要としている

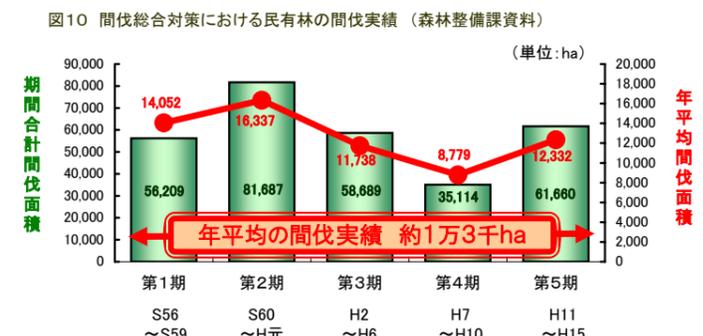


森林整備を着実に進めるために

- I 計画間伐の推進
  - ① 市町村や森林組合との協働による計画的な間伐の推進
- II 実行体制の整備
  - ① 担い手の確保・育成
  - ② 機械化や道路網の整備
- III 間伐材の利活用
  - ① 間伐材の利活用の推進
- IV 財源の確保
  - ① 国庫補助金の確保
  - ② 効率的な事業の実施
  - ③ 新たな財源の確保

計画的な間伐の実行確保 ~ 県民の理解と主体的な参加による森林づくり

昭和56年度から間伐総合対策として計画的に間伐を推進  
(~平成15年度までの実績 23年間で約29万ha、年平均約1万3千ha)



林業を取り巻く情勢が大きく変化  
→ 間伐等の森林整備が不十分で、森林の果たすべき機能の持続的発揮に支障をきたす憂慮すべき事態

**長野県ふるさとの森林づくり条例 (H16策定)**  
社会全体の共通の財産である森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくため、県民の理解と主体的な参加のもとに、森林のもつ多面的な機能の持続的発揮をめざして制定。

**条例に基づく「森林づくり指針」 (H17策定)**  
針葉樹林、広葉樹林、針広混交林がバランス良く配置された多様性のある森林をめざし、その実現に向けた森林づくりに関する総合的・長期的な目標と平成27年度までの施策の基本事項を明記。

**信州の森林づくりアクションプラン (H17策定)**  
重点的課題に対する行動計画として策定。間伐すべき森林(251,400ha)をすべて整備するとともに、間伐材の搬出・利用を促進。

喫緊の課題である間伐を計画的に推進

